

篠崎 進士 法律事務所報



2023年 新春号

- 02 宗教を隠れ蓑にした詐欺行為を許してはならない
所長弁護士 篠崎 芳明
- 03 成年年齢の引下げ
所長弁護士 進士 肇
- 04 改正債権法における不法行為の消滅時効
弁護士 寺嶋 毅一郎
- 05 音楽教室における音楽著作物の利用主体
弁護士 杉山 一郎
- 06 中小事業者の月60時間超の時間外割増賃金の引上げ
弁護士 中山 祐樹
- 07 パートナー就任挨拶
弁護士 鶴岡 拓真
- 07 出版書籍紹介
- 08 近況報告

宗教を隠れ蓑にした 詐欺行為を許してはならない

篠崎・進士法律事務所 所長弁護士 篠崎 芳明



刑法は、人を欺して金銭などを交付させる行為を詐欺罪（246条）、人を脅して金銭などを交付させる行為を恐喝罪（249条）とし、いずれも10年以下の懲役に処すると定めています。

私は、長年にわたり、暴力団やその関係者が行う暴力や暴力を背景とする脅しによる利益獲得行為について、被害者の側に立って、民事裁判手続を活用して被害の予防と損害の回復を図る仕事に関わってきましたが、私の経験では、彼らの脅しは、被害者に暴力的被害を受けるかもしれないと思わせる「欺し」です。彼らは、警察（検挙）を恐れているので、よほどのことがない限り、すぐに逮捕される「暴力行為」に及ぶことはありません。

しかし、暴力団の脅す技術は高く、私も昭和の頃は何度も脅されましたが、それが演技だとすれば真に見事なもので、当時彼らの「脅し」を受けた者で、迫真の脅しを怖いと思わなかった者は少なかったと思います。殆どの被害者が名演技に欺されたのです。

昭和50年代当時、暴力団が、債権取立て、地上げ、交通事故の損害請求などで不当な請求をした際に、警察に「民事問題」と弁解したことから、警察は、この種の資金源活動を「民事介入暴力」と命名しました。彼らの暴力や暴力を背景とする脅しによる資金源活動は民事介入暴力にとどまらず、彼らはいろいろと検挙を免れる口実を工夫しました。警察は、「株主権行使」と弁解する者は総会屋、「政治活動」と弁解する者は右翼標榜暴力者、「人権活動」と弁解する者は「えせ同和行為」者と呼称しましたが、いずれも「欺し」の手口です。もとより、彼らの暴力や暴力を背景とする脅しによる資金獲得活動は法秩序全体の見地から許されないものであることから、警察が犯罪として厳しく取締まるようになったこと、被害が莫大であったことから、国が「暴対法」制定などの工夫を重ねたこと、社会が暴力団を反社会的存在と認識し、暴力団等反社会的勢力の脅しにカネを出さないようになったことにより、現在では暴力や暴力を背景とする脅しによる資金獲得活動は激減しています。

しかし、彼らは、新たな資金源を模索し、（指定）暴

力団数は一向に減少していません。今、暴力団等反社会的勢力が有力な資金源としているものに「特殊詐欺」があります。その一つである「オレオレ詐欺」は、孫などが大変なことになっている、カネを払わないと救えないなどと嘘を述べて金銭を騙し取る手口です。暴力団は、「暴力」や「暴力を背景とする脅し」が通用しなくなったことから、「詐欺」を有力な資金源に加えたのです。

オレオレ詐欺の手口である「脅して欺す」手口は、かつての「靈感商法」も同じです。靈感商法は、先祖の霊が地獄に落ちそうであるなどと根拠のない恐怖と不安感を与え（脅し）て、地獄に落ちないようにするには除霊が必要である、そのためには高額な物品（壺など）を購入することが必要だなどと（欺して）金銭を詐取する手口です。旧統一教会は、「靈感商法」を「宗教活動」と弁解して検挙を免れたのです。しかし、「靈感商法」の金銭をだまし取る手口は民事的には明らかに不法行為です。この手口による被害額は莫大であったこと、被害家族に大きな損害（家族の不和など）をもたらしたことなどから、多くの弁護士が被害の回復に取り組んできました。

旧統一教会の行った「靈感商法」は、その本質において暴力団が行った「民事介入暴力」と何ら変わりがなく、かかる詐欺行為を「宗教活動」として刑事処罰をしない（立件しない）ことは許されないことです。

もとより「信教の自由」は尊重されなければなりませんが、いたづらに人に不安と恐怖を植え付け（欺して）、これを梃子にして暴利を貪る行為は、もはや宗教活動ではありません。そもそも資金を獲得するための「詐欺」行為は、憲法で保障する信教の自由とは何ら関係がありません。

私は、憲法が保障する「信教の自由」と刑法の定める違法性阻却事由との関係をあらためて整理すること、その上で、宗教を隠れ蓑とする悪質な犯罪行為に対しては、詐欺罪にて肅々と立件し、社会に害悪をもたらす宗教法人は解散させるなどメリハリのある対応が必要だと考えます。

成年年齢の引下げ

篠崎・進士法律事務所 所長弁護士 進士 肇



1 成年年齢の引下げの経緯

民法4条の成年年齢を20歳から18歳に引き下げる内容とする「民法の一部を改正する法律」（以下「本法律」）が第196回国会において成立し、平成30年6月20日に平成30年法律第59号として公布され、令和4年4月1日に施行されました。成年年齢の引下げは、明治9年以来約140年ぶりの改正です。

成年年齢を引き下げる議論のきっかけは、平成19年5月に制定された国民投票法が、憲法改正のための国民投票権を有する者の年齢（国民投票年齢）を満18歳以上と定め（3条）、同法の附則に成年年齢を定める民法等の見直し条項が設けられたことによります。

成年年齢を引き下げる理由ですが、①18歳、19歳の者に、憲法改正国民投票の投票権や公職選挙法の選挙権が与えられたという事情を踏まえると、市民生活の基本法である民法においても、これらの者を一人前の大人として扱うことが適当である、②平成20年及び21年の学習指導要領の改訂により、小、中、高校における消費者教育、法教育、金融経済教育等の充実が図られており、現在の高校3年生は既にその教育を受けている、③諸外国においても成年年齢を18歳と定める国が多い、などが挙げられています。

2 改正の影響

未成年者が法定代理人の同意を得ないでした法律行為は取り消すことができ（民法5条）、また、未成年者は父母の親権に服します（民法818条）。したがって、民法の成年年齢の引下げは、確定的に有効な契約を単独で締結することができる年齢や、親権に服することのない年齢が20歳から18歳に引き下げられることを意味します。

これによって、18歳、19歳の者は親の同意を得ずに、携帯電話を購入する、一人暮らしのためにアパートを借りる、クレジットカードを作成する、ローンを組んで自動車を購入するなど、さまざまな契約をすることができるようになります。また、親権に服することがなくなる結果、自分の住む場所（居所）や、進学・就職などの進路について自分の意思で決めることができるようになります。

また、民法の成年年齢は、民法以外の様々な法律上の要件としても用いられています。そこで、民法以外の法律上の年齢要件を引き下げるべきかも立案過程での議論になりました。引下げの要否につき一律の基準はありませんが、各種国家資格に関する年齢要件など、民法の成年年齢が20歳であ

ることを前提に20歳と定められている年齢要件については、成年年齢の引下げに合わせて、基本的に18歳に引き下げる必要があります。「民法の一部を改正する法律」においては、民法のほか、国籍法、性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律など、合計22の法律が改正されています。

他方で、健康被害の防止や青少年保護の観点から定められた年齢要件については、必ずしも民法の年齢要件と一致させる必要はないので、飲酒・喫煙に関する年齢要件は、健康面への影響や非行防止の観点から20歳以上とする要件が維持されました。競馬、競輪、オートレース、モーターボート競走の投票券を買うための年齢要件も、青少年保護の観点や、教育現場におけるギャンブルの依存リスクに関する体系的な教育の状況等を踏まえ、維持されました。

3 成年年齢に関する経過措置

本法律の施行の際に18歳未満の者には、改正後の民法4条が適用され、18歳に達した時に成年に達することになります（附則2条1項）。

本法律の施行の際に18歳以上20歳未満の者（成年擬制者を除く）は、施行日である令和4年4月1日（の午前0時）に成年に達します（附則2条2項）。平成14年4月2日～平成16年4月1日に生まれた者がこれに当たります。

施行日前に婚姻をした結果成年に達したとみなされていた者（改正前の民法753条）は、本法律施行後も、なお従前の例により当該婚姻時に成年に達したものとみなされます（附則2条3項）。

4 本法律施行日前に、18歳以上20歳未満の者がした法律行為の効力

本法律施行日の前に18歳以上20歳未満の者が法律行為をした場合、その者が成年に達するのはその者が20歳に達した時か、施行日かのいずれかであり、いずれにせよ、行為者が成年に達する前の法律行為です。したがって、かかる法律行為は、施行日後も引き続き未成年者がした行為と取り扱われ、法定代理人の同意を得ていない場合には、本法律施行後も取り消すことができると解されます。

5 最後に

本改正により成年となった方々は、多くの権利を有すると同時に大きな責任も負います。そのことを自覚し、「成年」の一員として社会で大きく活躍してくれることを祈っています。

改正債権法における 不法行為の消滅時効

弁護士 寺 舘 毅 一 郎



令和2（2020）年4月1日に施行された民法の一部を改正する法律（改正債権法）により、広範囲に様々な改正が行われました。

不法行為による損害賠償請求権の消滅時効に関する改正もその一つです。

ご承知のとおり、改正前の旧民法724条は、「不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又は法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から20年を経過したときも、同様とする。」と規定し、後段の「20年」の期間の性質につき、判例は、除斥期間（時の経過によって権利を消滅させるものであり、時効と異なり、当事者の援用を必要としないので、援用の信義則違反・権利濫用の問題も生じない。）としていました（除斥期間には中断もありません。）。

これに対し、改正債権法は、新724条で、「不法行為による損害賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。1 被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないとき。2 不法行為の時から20年間行使しないとき。」と規定し、損害・加害者を知った時から3年間権利不行使の場合については旧法同様ですが、「20年」の性質については、除斥期間ではなく消滅時効期間であるとなりました。

また、改正債権法では、724条の2が新設され、「人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効について」は、消滅時効期間は「5年間」とされました（物損は対象外であり、従前どおり。）。

いずれの改正も、被害者の救済・保護の見地からなされたものです

この結果、人の生命・身体を害する不法行為による損害賠償請求権（人損の賠償請求権）の消滅時効期間は、損害・加害者を知った時から5年間、または不法行為時から20年間となりました。

では、改正債権法施行「前」の不法行為による人損の賠償請求権については、旧724条が適用され、損害・加害者を知ってから3年間の権利不行使で消滅時効が完成するのでしょうか。

これについては、改正債権法附則35条2項が「新法第724条の2の規定は、不法行為による損害賠償請求権の旧法第724条前段に規定する時効がこの法律の施行の際既に完成していた場合については、適用しない。」と定めています。

これによれば、改正債権法施行日（2020年4月1日）の時点で、被害者・法定代理人が損害・加害者を知った時から権利行使せずに3年間経過していた場合（例：「知った時」が2017年3月の場合）は、724条の2の適用はありません（旧724条前段により消滅時効が完成していることとなります。）。

他方、改正債権法施行日時点で、損害・加害者を知った時から3年間経過していない場合（例：「知った時」が2018年3月の場合）には、724条の2が適用され、人損の賠償請求権の消滅時効期間は、損害・加害者を知った時から5年間（上記の例では2023年3月に消滅時効完成）となります。

なお、附則35条1項は、改正債権法施行の際、既に旧724条後段の20年が経過していた場合について、「その期間の制限については、なお従前の例による」と定めています。同規定により、改正債権法施行日より前に不法行為時から20年経過した場合、旧724条後段により20年間は除斥期間と解されることとなりますが、施行日以後に不法行為時から20年経過した場合には、新724条2号が適用されて20年間は消滅時効期間となり、時効中断（改正債権法施行日前）、時効の更新・完成猶予（施行日以後）、時効援用の信義則違反・権利濫用等の有無の問題が生じ得ることになります。

この論点に限らず、改正債権法の適用については、附則の経過規定に注意する必要があります。

音楽教室における 音楽著作物の利用主体

弁護士 杉 山 一 郎



1 JASRACが音楽教室での先生と生徒の音楽著作物の演奏について著作権使用料を請求したため、音楽教室を運営する事業者らがJASRACを被告として、演奏権侵害がないことの債務不存在確認請求訴訟を提起していました。

第1審は先生と生徒の演奏両方に演奏権侵害を認めましたが、知財高裁は先生の模範演奏について演奏権侵害を認め、生徒の演奏について演奏権侵害を否定しました。JASRACと事業者らが双方上告していましたが、令和4年10月24日に最高裁判決がありましたので、ご紹介します。

2 最高裁の判示内容は以下のとおりです。

「本件においては、レッスンにおける生徒の演奏に関し、被上告人らが本件管理著作物の利用主体であるか否かが争われている。」

「演奏の形態による音楽著作物の利用主体の判断に当たっては、演奏の目的及び態様、演奏への関与の内容及び程度等の諸般の事情を考慮するのが相当である。被上告人らの運営する音楽教室のレッスンにおける生徒の演奏は、教師から演奏技術等の教授を受けてこれを習得し、その向上を図ることを目的として行われるのであって、課題曲を演奏するのは、そのための手段にすぎない。そして、生徒の演奏は、教師の行為を要することなく生徒の行為のみにより成り立つものであり、上記の目的との関係では、生徒の演奏こそが重要な意味を持つのであって、教師による伴奏や各種録音物の再生が行われたとしても、これらは、生徒の演奏を補助するものととどまる。また、教師は、課題曲を選定し、生徒に対してその演奏につき指示・指導をするが、これらは、生徒が上記の目的を達成することができるように助力するものにすぎず、生徒は、飽くまで任意かつ自主的に演奏するのであって、演奏することを強制されるものではない。なお、被上告人らは生徒から受講料の支払を受けているが、受講料は、演奏技術等の教授を受けることの対価であり、課題曲を演奏すること自体の対価ということとはできない。これらの事情を総合考慮すると、レッスンにおける生徒の演奏に

関し、被上告人らが本件管理著作物の利用主体であるということとはできない。」

「以上と同旨の原審の判断は、正当として是認することができる。」

3 著作権法22条は、「著作者は、その著作物を、公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として（以下「公に」という。）…演奏する権利を専有する。」と定めており、著作物を演奏するには著作権者の許諾が必要となります。

著作物を利用している者が誰かの法的判断にあたっては、規範的に判断されます。例えば、クラブの客ではなくクラブを利用主体と判断したクラブ・キャッツアイ事件（最判昭和63・3・15民集42・3・199。カラオケ法理）、利用者から預かった機器を用いてテレビ番組をネット転送するサービスについて、事業者が自動公衆送信の主体であると判断したまねきTV事件（最判平成23・1・18民集65・1・121）、「複製の主体の判断に当たっては、複製の対象、方法、複製への関与の内容、程度等の諸要素を考慮して、誰が当該著作物の複製をしているといえるかを判断」すべきであり、複製機器を用いた放送番組等の複製の実現における「枢要な行為」をしている事業者が複製の主体であると判断したロクラクⅡ事件（最判平成23・1・20民集65・1・399）などがあります。

4 本件は、ロクラクⅡ事件と同様に演奏主体を規範的に判断しても、音楽教室での演奏主体が事業者ではなく生徒であり、音楽教室には演奏権侵害がないと判断したものです。生徒の演奏が演奏技術の取得・向上を目的としており、先生の伴奏等が補助的なものであるという最高裁の価値判断は納得できるものと思います。

5 なお、本件は、最高裁が生徒による演奏権侵害に関する部分についてのみ弁論手続を行いました。最高裁が高裁の結論を逆転させるには弁論を開く必要があるため、通常は、最高裁が弁論を開くことは高裁の結論が逆転することを推認させます。本件は最高裁が弁論を開きながら、生徒による演奏権侵害を否定した知財高裁の結論を維持した点でも珍しい事案です。

中小事業者の月60時間超の 時間外割増賃金の引上げ

弁護士 中山 祐樹



1 本年4月1日以降の割増賃金

平成20年の労働基準法改正（平成22年4月1日施行）により、1か月60時間を超える時間外労働については、50%以上の割増賃金を支払わなければならないことになりました（37条1項ただし書き）。

この規定は、附則138条により、当分の間は中小事業主には適用しないものとされていましたが、平成30年の改正によりこの附則138条が削除され、令和5年4月1日以降、中小事業主にも適用されることになりました。なお、ここでいう中小事業主とは、資本金額・出資額が3億円（小売業・サービス業は5000万円、卸売業は1億円）以下、又は常時使用する労働者数が300人（小売業は50人、卸売業・サービス業は100人）以下の事業主を指します。

これにより、本年4月以降の割増賃金は、事業主の規模を問わず次のようになります（労基法37条1項、4項、割増賃金率令）。

時間外（60時間以下）	25%以上
時間外（60時間を超える）	50%以上
休日	35%以上
深夜（原則午後10時～午前5時）	25%以上

なお、これらが重なった場合の割増賃金は次のとおりです（法施行規則20条）。

時間外（60時間以下）＋深夜	50%以上
時間外（60時間を超える）＋深夜	75%以上
休日＋深夜	60%以上

我が国では約7割の労働者が中小事業者に雇用されているといわれており、この改正により中小事業主が受ける影響は小さくないと思われます。

2 時間外労働と36協定

そもそも、時間外労働を可能とするためには、労使協定（36協定）の締結が必要です（労基法36条1項）。

協定に定めることができる時間外労働の限度は月45時間以内、年360時間以内ですが（同条4項）、臨時的な

必要がある場合には時間外・休日労働を合計月100時間未満、時間外労働を年720時間以内とする（ただし、時間外労働が45時間を超えることができる月は6か月以内とする）ことが可能です（同条5項）。

また、実際に労働させることができるのは、時間外・休日労働の合計が月100時間未満、直近2～6か月の時間外・休日労働の各平均が80時間以下とされており（同条6項）、これに違反すると刑事罰の対象となり得ます（119条1号）。

3 労働時間の管理

1か月60時間を超える割増賃金の規定が全ての使用者に適用されるようになること、また令和2年4月より当分の間、賃金債権の消滅時効が3年に延長されたこと（労基法115条、115条3項）などにより、使用者としては、多額の割増賃金の請求を受けるリスクがこれまでよりも増大するものと考えられます。

特段の仕事が残っていなければ終業時刻をもって速やかに退社してもらう、使用者が把握していない労働時間（自宅に持ち帰っての作業など）が発生しないようにするなど、適切な労働時間の管理が求められます。もとより、使用者は、タイムカードの打刻やパソコンのログインなどの客観的な記録など、適切な方法により労働時間を把握しなければならないとされているところです（労働安全衛生法66条の8の3、同規則52条の7の3）。

また、事業場を異にする労働者については、労働時間に関する規定の適用は通算するものとされており（労基法38条1項）、従業員が兼業をしている場合、兼業先も含めた労働時間が法定労働時間を超えていれば、割増賃金の支払が必要になりますので注意が必要です。

なお、1か月60時間を超える時間外労働については、割増賃金の引上げ分（50%－25%=25%）の支払に代えて、通常の労働時間の賃金が支払われる休暇（いわゆる代替休暇）を与えることができる旨を労働協約で定めることが可能とされており（労基法37条3項）、使用者としてはこれを活用することも考えられます。

パートナー就任挨拶

弁護士 鶴岡 拓真



私こと、平成24年（2012年）12月の弁護士登録以来10年にわたり、弁護士として勤務して参りましたが、篠崎弁護士を始め、パートナーの先生方のご厚意により、この度、篠崎・進士法律事務所のパートナーに加えていただくこととなりました。これもひとえに皆様のご支援とご厚情の賜物と存じます。この場を借りてご報告させていただくとともに、改めて皆様にご心より御礼申し上げます。

私は、法律を武器に、困難な問題に直面している方々が困難に打ち勝てる、その力になりたいとの思いのもと、司法試験を受験しました。そして大学生のときに、当時、日本大学法曹会の会長であった篠崎弁護士の講演を聴き、民事介入暴力対策という分野で活躍している弁護士がいることを知るとともに憧れを抱き、司法試験合格後に開催された合格祝賀会にてぜひとも当事務所で働きたいと篠崎弁護士に直訴し、当事務所に加わりました。それからの10年間は、

反社会的勢力・クレーマー等の不当な要求の排除・関係遮断、倒産事件、株主総会指導、賃借権をめぐる紛争、代金請求、交通事故などを中心とした一般民事事件全般、契約書チェック、日々発生する会社業務における法律上の問題に関する相談、従業員の懲戒に関する相談等の企業法務、労働事件、離婚事件、相続事件、家事事件、裁判員裁判を含む刑事事件、刑事告訴事件など幅広い事件を担当するとともに、当事務所の基本的な理念である「迅速かつ丁寧」について、実際の事件や先輩方の姿を通じて体得しました。

今後も初心を忘れず「迅速かつ丁寧」という当事務所の基本理念を、ご依頼いただいた案件において常に実現し、より一層皆様のご期待に沿えますよう、研鑽を重ねて参る所存です。今後ともご指導ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

出版書籍紹介

この度、平成27年に出版した「警察安全相談対処ハンドブック」につき、法改正やこの間に新たに発生するようになった問題に対応するために、第2版を昨年8月に出版しました。

従前と同様に、警察官が市民から実際に相談を受ける基本的な問題をQ&A方式でわかりやすく解説しています。そして今回は、ストーカー等の人身安全関連事案、リベンジポルノ、サイバートラブル、ネット上での名誉毀損・誹謗中傷、ベットラブル等の、近年相談を寄せられることが多い問題についても対応できるよう解説をしています。

本書は、現場の警察官の意見や警察官OBのアドバイスを参考にしながら、警察官が市民から受ける各種相談の中でも相談件数の多い類型の案件や、対応に苦慮する案件を中心に、基本的な相談事例を想定し、事例に対する回答と解説、対応上の留意事項を、見開き2頁で記載しています。想定した具体的事例に即して端的に回答を示しているのも、実際に警察官が市民から相談を受けたときに直ちにアドバイ

スできるようになっています。また見開き2頁ですので簡単に読むことができます。「対応上の留意事項」の項目では、警察官が陥りやすい間違いや適切に問題解決するためのポイントを弁護士視点から平易に述べており、「回答」と「対応上の留意事項」を確認することによって、基本的な問題に対応できます。さらに「解説」を参照することによって、より発展的な問題への理解も深められます。

本書は警察官向けの相談手引書という体裁をとっていますが、警察官が相談を受けやすい案件とは、一般の方々が生活上で遭遇しやすい問題です。したがって、本書のQ&Aは、皆様が実際に設例類似のトラブルに巻き込まれたときにも、問題解決のお役に立つことは間違いありません。書店で見かけたときには手にとっていただければ幸いです。





弁護士 篠崎 芳明

万一事故に遭えば依頼者様らに責任を果たすことができない。予め仕事と事務所を引き継いでくれる後継者を定めておくことは職務上の責任と考え、有能で優秀な進士肇弁護士に当法律事務所への参画を求めました。そして、本年1月1日からは所長に就任して貰います。尤も、私は、まだまだ元気で引退する気は毛頭ないので、引き続き所長を続け、兩名で篠崎・進士当法律事務所を運営することとしました。皆様には、引き続き篠崎・進士法律事務所にご支援とお引き立てをお願い申し上げます。

皆様のおかげで、私は、この3月に弁護士満55年を迎えます。



弁護士 進士 肇

2022年は10月10日に駒沢公園で、12月4日に豊洲で、ハーフマラソンを走りました。いずれも2時間30分前後のゆっくりペースでしたが、週末の地道なランニングが効いてきて、持久力が元に戻りつつあります。3月5日の東京マラソンまであと2か月。楽しみです。



弁護士 寺島 毅一郎

暇があるとYoutubeで動画視聴が習慣になっています。興味を引かれた動画を見ると、次から関連動画が勧められてくるので便利ですが、なぜこれを自分に勧めたyoutube、と問いただしたくなることも。最近の思いがけないヒットは、とある虫の動画。動画投稿者が絶賛するように、確かに愛らしいですが、「虫関連」ということなのか、皆が忌避するあの虫の動画（サムネ）も勧められるようになったのは困りものです。



弁護士 杉山 一郎

事務所のデスクトップパソコンがついに新しくなりました。古いパソコンでは立ち上げるために10分以上かかり、書面を作っている途中で固まって再起動が必要となるなど動作が不安定でしたが、そのようなこともなく非常に快適です。仕事はかどるといいたいと思っています。



弁護士 中山 祐樹

最近はお昼にお弁当を持参するようになりました。といってもデコ弁のような凝ったものを作る気は全くなく、心がけているのは手間を最小限にすること、毎日何かしらの野菜を入れること、できるだけ魚も使うことです。これらを満たすため、週末や時間のある時に、ツナ缶を使ったにんじんしりしりを作り置きしたりしています。



弁護士 石黒 一利

コロナ禍で本格的に始めた週一回のジム通いも2年半を過ぎました。我ながら三日坊主にならず、よくここまで続けてこれたなと感心しているところです。ただ、昨秋に肩を痛めてしまい、高重量のベンチプレスができなくなってしまったので、昨年中の達成を目標にしていた140kgはお預けになってしまいました。今年も健康と怪我に注意して楽しく1年を過ごしたいと思います。



弁護士 鶴岡 拓真

昨年12月に母校の法律討論会に参加してきました。前回（一昨年）は出題者としてでしたが、今回は進行役としての参加でした。法律討論会後に学生と交流することもでき、一生懸命討論している学生の姿を見て、また懇親会でフィードバックを得ようとする姿に自分の学生時代の姿を重ね、懐かしく思うとともに、学生たちには負けていけないと元気をもらいました。



弁護士 金山 真琴

早いもので子供も3歳になり、最近色々なことに気づくようになってきました。この前、くまのプーさんを持ってきて「ばば、このひと、ずばんはいてないっ！ばんつみえてる！」と伝えてきました。ばんつもはいていないのですが、賢くなったと考えてよいのでしょうか。



弁護士 三井 稜賀

今年こそはと言いつけていたゴルフをついに始め、昨年9月にコースデビューをしました。スコアは散々でしたが、楽しい思い出となりました。それ以降様々なゴルフ動画を見ては勉強していますが、教える人によって解説が様々で混乱しております。色々つまみ食いの試しながら、自分に合った打ち方を身につけようと思います。



弁護士 清水 恵介(客員)

日本成年後見法学会での基調報告を学会誌（成年後見法研究19号）に、「フランスにおける法定後見の補充性と代替的措置」として掲載したほか、実践成年後見誌の100号記念特集号に、「本人意思尊重の民事法的規律」と題する論稿を掲載しました。後見だけでなく、担保と温泉それぞれの論稿も執筆しましたが、これらは次号で触れます。



税理士 藤代 節子

自宅の換気扇を点けると別の場所から大きな音が出ることに悩まされ、4年半振りの引越しを決意し、長年住んだ町から隣町へ。知ってはいるけれど住むとなると慣れない町を開拓していこうと思いますが、しばらくは電車で乗り過ごしそうです。昨年から歌舞伎を見始めて、歌舞伎座通いを始めています。

当事務所のホームページです。

<http://www.shinozaki-law.gr.jp/>

当事務所では広報活動の一環としてホームページを開設しております。
ここでは所長及び所属弁護士等の紹介や講演記録等を開示しております。

